

法学館憲法研究所主催 連続講演会 日本国憲法と裁判官

2009年8月4日(火)

2009年5月21日、市民が裁判に参加する裁判員制度がスタートしました。この講演は、実際に裁判官の仕事をしてきた方々の講演会を毎月開催し、憲法と裁判官の役割、裁判とはどのような場なのか、裁判員には何が期待されるのか、などを語っていただくものです。

第四回目は、安倍晴彦さんと北澤貞男さんでした。



安倍晴彦さん

安部さんは「戦争と終戦を体験する中で、『死ななくていい』という喜びと共に、平和への想いが強まりました。戦争が終わったという喜びにあふれた先生方の熱心な授業ぶりに、教員になろうとも考えましたが、法曹の道におぼろげながら自分と同じ志を持つ人がいるという確信があり、そちらを選びました」と法曹になるまでを話されました。

また、(青法協が攻撃を受けたとき)「わたしは信念を曲げるようなことはしませんでした。自分

の考えを示すときに権力を土壌にするか、良心を土壌にするか、これからの裁判官も考えなければいけない問題だと思います」と述べました。

北澤さんは「青年法律家協会は裁判官としてあるべき理論と実践のかすがいになりました。いまはなされた安部さんを含め、かつては日本国憲法の基本原理を忠実に実践しようとする裁判官がもっとたくさんいました。今、そういう人はほとんどいないでしょう」と述べました。



北澤貞男さん

質疑応答では、安部さんは「裁判員制度で裁判官の官僚制をチェックできるか、一步は前進できると思います。また、通常の裁判に傍聴に来てほしい。実は、裁判官は傍聴席を気にしています。傍聴する人が増えることも、裁判官をチェックする有効な行動です」と話されました。北澤さんは「裁判員制度を含め、被害者と加害者の双方の事情をよく考えるべきです。被害者たる弱者が加害者たる弱者を責めるようになってはいけません」と加害者厳罰、被害者救済の傾向について述べま

した。

毎回のお話では、戦争について考えさせられました。安部さんが「若い人には戦争のことを話してもわからないかもしれないが、これ抜きにはできません」という言葉には、戦争が人生に与えた影響がいかに大きいものだったかをあらわしてい

たと思いました。「戦争が終わったから泳ぎに行こう！」こういうお話を聞く機会をもっとつくることで、平和ということの意味を若い人に考えてもらえるのではないかと思います。

(T本)

青年劇場の俳優たちによる朗読「平和へのメッセージ」

2009年8月8日



会場の「スタジオ結」

青年劇場が自主的に取り組んでいるこの催しは、7回目を迎え、9作品が読みあげられました。その中から何点かご紹介します。

「報道が教えてくれないアメリカ弱者革命」

「イラク戦争に行った人は一生戦争を生き続けなければならなくなる」帰還兵となって変わり果てた息子をみた母親の訴えでした。

「特攻おばさん」

特攻隊員のたまり場「富屋食堂」を切り盛りする鳥浜とめさんのエピソード。戦争、そして特攻という状況のなかで交わされる心温まるやりとりは、悲劇であり、あってはならないと思いました。

「短イ朝」

「ボクは～灰になりました どうして安らかに眠っていなければならないのですか？ 誰か朝を、朝のつづきをください」短い詩の中に込められた

「微力ではあっても無力ではない」今年も、平和をテーマにした朗読劇が新宿の青年劇場スタジオ YUI でひらかれました。昨年と同じく、たくさんの方が見に来ていました。

悲劇。

「いちょうの小枝」

原爆で死んでしまった父親を手で運んで火葬する……「これは普通のことではない」しかし「今度はもっと上手に焼こう」戦争が人を変えていってしまう恐怖を淡々とあらわしていました。

ここで休憩をはさみ、第2部が始まりました。

「見よぼくら一銭五厘の旗」

この作品は、編集者でグラフィックデザイナーの花森安治氏が1970年10月の『暮しの手帖』8号に掲載したものです。

「戦争には負けた」「戦争がないことは素晴らしいことだった」「負けてよかった」戦争が終わったことへの喜びを全身で表現しました。

「貴様の代わりは一銭五厘でいくらでも来るのだ」「そう怒鳴っている軍曹も一銭五厘なのだ」戦争に参加しているのは同じ民衆です。

「ぼくらは権利ばかり主張して義務を果さないとおっしゃる」「しかし今も昔も権利を主張しつ



講演終了後のあいさつ

づけ、なすべき義務を怠りっぱなしで来たのは大企業と歴代の政府ではないのか」昭和45年の作品なのに、現在と状況が変わっていないことにおどろきです。

「民主主義の『民』は庶民の『民』だ」「困まることを困まるとはっきり言う」ちょうど選挙が近いこともあったので、多くの俳優さんから次々と

つまびかれる言葉の波にゾクゾクしました。「これらは、今まさにわたしたちがつきつけられている言葉ではないのでしょうか。

今年は二つの原爆が落とされた間の日に舞台がありました。戦争を二度と起こさないためには、最後の作品のとおり「言いたいことは言う」勇気が大切だと思いました。(T 司)



「法学館憲法研究所報 創刊号」 刊行のご案内

◆『法学館憲法研究所報 創刊号』

2009.07刊行 法学館憲法研究所／税込800円

HuRPの理事である浦部法穂先生が顧問を務める法学館憲法研究所より、これまでの研究論文を掲載した所報が刊行されました。

「法学館憲法研究所報」は、毎年2回発行していく予定です。ここには、憲法とその考え方を解明する論文を掲載するとともに、現代の諸問題を憲法の観点から検証する公開研究会の様相も紹介します。市民の皆さんの憲法に関する発言も掲載します。市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として、多くの市民、学生、研究者の方々にご覧いただきたいと考えています。(本書「刊行あいさつ」より)

ご購入は、HPより申し込みフォーム <https://www.jicl.jp/form/order.php>
または 150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-5 法学館憲法研究所
Tel 03-5489-2153 までお問い合わせください。



憲法と平和を見つめ直すために

『長沼事件平賀書簡』

◆『長沼事件平賀書簡』

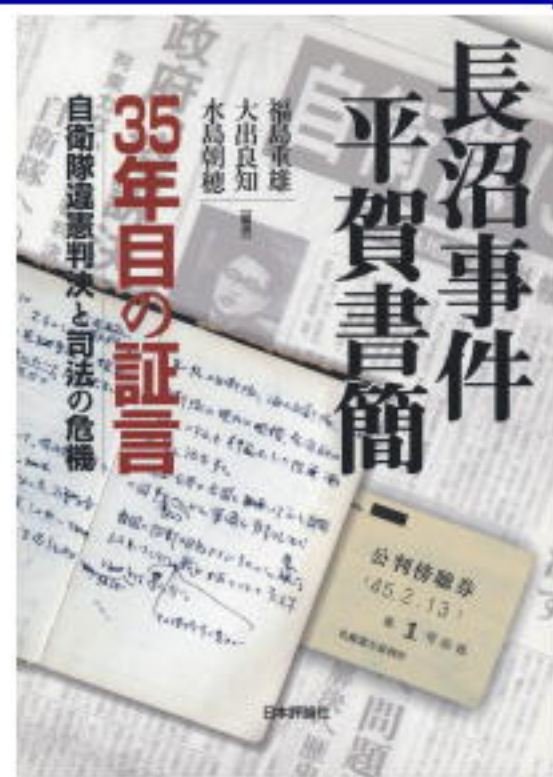
——35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機——

福島重雄・大出良知・水島朝穂 編著

ISBN: 978-4-535-51641-0 2009.04刊行 日本評論社／税込2,835円

1973年9月7日、札幌地裁は「長沼事件」で初の自衛隊違憲判決を下しました。この判決は、国内外で大きな反響を呼びました。同時に、判決に至る過程で発生した札幌地裁・平賀健太所長による裁判干渉は、「平賀書簡問題」として世に知られることとなりました。

判決から35年。多くを語らなかった福島重雄元裁判長が初めて違憲判決に至るさまざまな過程、「平賀書簡」を詳細に語ります。そして「平賀書簡」以降、裁判所全体を巻き込んだ「司法の危機」の深層を当事者たちが明らかにします。今なお続く憲法9条と司法権の独立という2つの問題に関わった当事者による35年の空白を埋める歴史的証言の書です。



さまざまな言語で書かれた、人権や平和についての文章を原文で読んでみませんか？

その国の豊かな精神文化にふれて、毎回、何かひとつ言葉を覚えて帰れば、それまでと違った視点で物事を見ることが出来るかもしれません。

第4回は昨年のHuRP 3周年イベント「人権ツアーに行こう！」の「軍隊のない国家」の一国として、大使館での取材やビデオメッセージに協力いただいたサンマリノ共和国大使館のマンリオ・カデロさんに、世界最古の共和国であるサンマリノのあらましと簡単なイタリア語を

お話しいただく予定です。世界最古の共和国は、いかにして軍隊のない国家になったかなど、昨年お伝えしきれなかったところを生で聞ける格別の機会です。ぜひ、この機会に参加してサンマリノのことをもっと知りましょう！

第4回：イタリア語

講師：サンマリノ共和国大使館特命全権大使 マンリオ・カデロさん

【10月3日（土）午後決定しました！】

【詳しい場所時間は決まり次第お伝えします！】

カラダに平和を 自炊のススメ

39 薄焼き卵とベーコンののり巻き

この「カラダに平和を」には、ベーコンがよく登場します。第11回「ねぎのベーコン巻」第23回「ピザもどき」など、生肉よりは長持ちして、すぐ使えるのでなにかと重宝しています（少々値が張るのがタマにきずですが……）。今回もそのベーコンにご登場願いました。

材料：ベーコン、卵、のり

手順：

1. 卵をといて塩少々、砂糖小さじ一杯を入れ熱したフライパンにながして薄焼き卵を作る。
2. ベーコンを炒める（お好みでさっと炒めてもいいですし、すこしカリカリにしてもいいですね）。
3. のり、薄焼き卵、ベーコンを重ねてくるくと（アバウトでOK！）巻き、一口大に切る。

そのまま食べてもいいですし、しょう油やケチャップ、マヨネーズをつけてもいいですね！また、のりを二重に巻くと食べ応えが増します。「ふつうにベーコンエッグ作ればいいんじゃない？」というツッコミを受けそうですが、こうしたほうが「自炊してるなあ〜」という達成感があるので、みなさんも試してみてください。



裁判員制度がはじまり、この原稿を書いている時点で2件の判決が言い渡されました。新聞等ではおおむね「市民感覚が反映された判決だった」とのことでした。これから先、全国で裁判が行われる中で、制度開始という一過性のブームでおわらせずに、常にチェックしてもらいたい、また、わたしたちもチェックして行かなければならないと思います。 (T本)

